

出張期間中の一時保育料を大学が負担します！

出張時保育支援



◆利用対象者

- ・本学に所属する研究者、事務系職員

◆支援内容

大学の用務として行う旅行命令による出張期間中の子どもの託児に係る一時保育料を大学が支援します。

◆支援範囲

利用対象者の出張期間中、1日あたり7時～22時までの範囲内で、子どもの託児に係る一時保育料を大学が負担します。ただし、保育場所までの送迎や、保育場所にかかる経費、また子どもにかかる経費（交通費、食費等）については対象外です。

◆利用方法

事前（利用予定日の1週間前まで）に男女共同参画室 HP 内の申請フォームより申請してください。



- ◆男女共同参画室が紹介できる保育委託業者
(株) ポピンズ / (株) マザーネット



詳しくは、男女共同参画室の HP をご覧いただくか、
お問い合わせください。